

一般社団法人数理人材育成協会 著作権規程

第1条 目的

本規程は、一般社団法人数理人材育成協会（以下、「当協会」という。）の出版物に投稿され、又は、動画に記録される教材・コンテンツ等に関する著作権の帰属および著作物の利用等について規定することを目的とする。

第2条 著作権の帰属

1. 当協会の出版物に投稿され、又は、動画に記録された教材・コンテンツ等に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第27条〔翻訳権、翻案権等〕および第28条〔二次的著作物の利用に関する原作者の権利〕に規定する権利を含む。以下同じ。）は、当協会に最終原稿が投稿された時点から当協会に帰属する。
2. 特別な事情により、前項にしたがって当協会に著作権を帰属させることができない場合、著作者は投稿時にその旨を当協会に文書にて申し出る。その場合の著作権の扱いについては、著作者と当協会の間で協議の上決定する。
3. 投稿された教材・コンテンツ等が当協会の出版物に掲載されないことが決定した場合、当協会は当該教材・コンテンツ等の著作権を元の著作者者に返還する。

第3条 著作者人格権の不行使

1. 著作者は、以下の各号に該当する場合、当協会および当協会が許諾する者に対して、日本国著作権法第18条〔公表権〕、第19条〔氏名表示権〕及び第20条〔同一性保持権〕を行使しない。
 - (1) 翻訳及びこれに伴う改変
 - (2) 出版物の配布および保存の方法の変更に伴う改変
 - (3) 概要または一部分のみを抽出して利用することに伴う改変

第4条 第三者への利用許諾

1. 第三者から当協会に対して、当協会が著作権を有する教材・コンテンツ等の著作物に関する利用許諾の要請があった場合、当協会は適切と認めたものについて当該要請に応じることができる。
2. 当協会は、前項の利用許諾に関する運用を外部機関に委託することができる。

第5条 著作者による著作物の利用

1. 当協会が著作権を有する教材・コンテンツ等の著作者自身が自らの著作物を利用するときは、本会の許諾を必要としないこととし、著作者の研究活動の利便性を損なわないこととする。
2. 第三者が著作権その他の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権利）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものや著作者等の許諾なしに利用できるものを除き、著作者は自身の責任において、第三者から利用の許諾を得た上で、当該著作物またはその他の適切な場所に出典を

明記しなければならない。

3. 著作者が著作権の返還を当協会に申請した場合において、当協会がその申請が正当な理由によるものと認めたときは、当協会は、著作権を元の著作者に返還する。その場合、当協会は、当該著作物につき、著作権返還後も、当協会の出版物への掲載その他合理的な範囲の利用行為を継続して行うことができる。

第6条 著作権侵害および紛争処理

1. 当協会が著作権を有する教材・コンテンツ等に対して第三者による著作権侵害または侵害の疑いがあった場合、当協会と著作者が対応について協議し解決を図る。
2. 当協会の出版物に投稿される教材・コンテンツ等の内容に関して、第三者から著作権侵害、名誉毀損等の主張がなされ紛争が生じた場合は、当該教材・コンテンツ等の著作者が一切の責任を負い、当協会に損害を被らせない。

付 則

1. 本規程に改訂の必要が生じた場合、理事会の承認を得て変更することができる。

以 上

令和3年5月13日 理事会議決

令和3年6月1日 施行